

歌う裁き——「理詞」に現れたミャオ族裁判の実像

徐曉光

〔紹介〕 十年程前から、市場経済の拡大を受けて、それまで国家制定法のみを「法」と考えてきた中国法学の分野においても、民間社会における自生的な秩序形成のあり方に対する関心が高まってきた。そうした関心は、狭く現代中国における裁判制度外の紛争解決のあり方といった法社会学的研究を生み出したばかりか、法制史学においても家族法や土地法といった民間慣習法への研究視野の拡大をもたらし、さらには非漢民族が歴史の中でそれぞれ独自に作り上げていた法秩序の性格への関心呼び起こした。徐曉光氏（貴州民族学院民族法学研究所所长）は、中国における少数民族法制史研究のリーダーの一人であり、これまで『藏族法制史研究』（法律出版社、二〇〇一年）、「中国少数民族法制史」（貴州民族出版社、二〇〇二年）、『苗族習慣法的遺留傳承及其現代軀型研究』（貴州人民出版社、二〇〇五年）などを著してきた。以下に掲載する論文は、徐教授が二〇〇五年二月に東京大学東洋文化研究所で行った講演の原稿（原文自体が日本語である）であり、伝統苗族社会の法慣習を紹介するのみならず、広く無文字社会における法のあり方全般についても多くの示唆を与える。（京都大学大学院法学研究科教授 寺田浩明）

はじめに

中国のミャオ族は、主に貴州の東南部と湖南省西部に集中的に分布しているが、このほかに広西、雲南、四川、重慶、湖北、広東等の各省・市にもある程度分布し、また中国以外の東南アジアとアメリカにも少数のミャオ族が居住している。ミャオ族の人口は八九四万一一四人で（二〇〇〇年一月一日に発表された中国第五回人口普查資料による）、その大部分は異民

族と雑居しているが、ミャオ族が特に集居する地域もある。貴州省の黔东南苗族侗族自治州は、最もミャオ族が集まり任んでいる自治地域で、ミャオ族の人口は一四五万八九一二人である（中国第四回人口普查資料による）。そのほかに貴州省、湖南省と雲南省に五つのミャオ族自治県があり、各省ごとにミャオ族と他民族共同自治県がいくつかある。ミャオ族は元から文字を発明しなかったが、ここから民族の言語は残っている（もちろんそれ以外に漢語も通じる）。ミャオ族の言語は地域別に東

部（今の湘西、黔東、粵西、桂北）、中部（今の渝東南、黔東南）、西部（今の川東南、黔西、滇、桂西、海南）の三方言に分かれている。

一般に文字を持たない、あるいは文字伝承機能が強くない民族では、口頭伝承の文化がより豊富である。これらの民族は昔から世々代々、数多くの神話、詩歌、格言、民話、諺等を口と耳を用いて伝承してきた。口承は民族文化を保持する重要な手段であり、口承内容は民族文化の重要な一環をなしている。

そしてミャオ族も悠久な歴史と豊かな文化遺産を具備する民族であり、民族独自の文字はなかったが、そのために口承文化はかえって一層発達し、文字記録の欠如を補う意味から民間文学が特に豊かになった。「古歌」と呼ばれる感情を重んずる散文詩や長大な叙事詩も残されており、民族文化の伝承に役立っている。若い世代でこそ人によって様々であるが、ミャオ族の長老たちは、現在でも誰もが詩歌、格言、諺をたくさん歌うことができ、口を開ければ出てくるほどである。そしてミャオ族口承文化の中でも特に目を奪われるものは「理詞」（あるいは「理辞」と呼ばれる歌の存在である）。

理詞は普通は「盤歌」（重要な部分を繰り返す歌唱形式）の形で歌われるが、一つ一つの事件を述べて歌うものや、せりふの形でお互いに応答するものがある。理詞は言葉の平仄を重んじ、また調子の高低変化によく気を使っている。五言体と七言体を基本に長短句を交え、起伏に関する規則をよく守り、調和が取れており、非常に耳を楽しませる。さらに古く典雅なの

で、聞いて非常に美しく感じられる。特に比喩、擬人、言葉の並列などの修辞上の手段を利用し対話と行為を描くことを通して、生き生きとした人物像と事件の起因、経過、結果について豊かな内容を物語る。

理詞は、多くの諺と格言を利用してミャオ族の倫理道德規範をよく表しており、ミャオ族は長い間これを行為準則としてきた。その意味においては、理詞はミャオ族の「口承法」と呼ぶことができ、その中には、「古理」を歌いながら小さな紛争や民事刑事事件を裁いたケースや、一般性を持つている例を歌うことで具体的事件を解決するプロセスを見ることができ、ミャオ族の「理老」（裁判者）は、この簡単で覚えやすい理詞を用いて、裁きの場にいる人々に深い印象を与えた。理老は一般的には年長者で古理をよく身につけ、能弁であり、また知識が普通の人より多い長老であった。理師は紛争を裁く時に、四つの竹の板を叩きながら理詞を歌う。「握着竹理片就明白、拿着竹理片就看见。亮如太陽門、明像萤火虫」（竹の板を握ると「理」が分かり、竹の板を持つと「理」が見える。太陽の門のように明るく、蛍のように明るい）。

一 これまでに整理された理詞

(A) 石宗仁訳整理『中国苗族古歌』（天津古籍出版社、一九九一年）。この中の第七部分「婚配」と第八部分の「紛争」（婚姻紛争」と「財産紛争」からなる）が紛争解決を扱う。文句は別の理詞より長く、むしろ「古歌」に近いが、内容から見

れば紛争に関する理詞と呼べる。

(B) 文経貴・唐才富編訳『苗族古詞』（黔东南自治州麻江県民委古籍叢書、同県印刷）および呉徳坤・呉徳傑収集整理訳『苗族理辞』（貴州民族出版社、二〇〇二年）。この二冊の本も「古辞」に属し、その大部分は比喩、擬人の手法で動物界の關係をもつて人間關係と社会現象を物語り、朴素な道理を説明する。かつ人間社会の色々な悪行を倫理の面から解釈する。

(C) 張震声執行主編『融水苗族埋岩古規』（广西少数民族古籍叢書、广西人民出版社、一九九四年）。本書に収集された理辞は、昔から广西融水県において紛争解決の印としてその場に無文字の石碑を埋める「埋石」の仕方についてのルールである。この「埋石」は無文字状態における最初の「揭示法」（揭示による法告知のタイプ）と考えることもできる。例えば「窃盜」の埋石、「財礼」の埋石は、その後起こる類似事件の「先例」として用いられる。

(D) 貴州省黔东南苗族侗族自治州黄平県民族事務委員会編『苗族古歌古詞』（同県印刷、一九八八年）。その下集「理詞部分」は、訴訟のプロセスと裁きの手続きに関する理詞で、昔の村落での実際の裁判活動を反映しており、特に「燒湯理詞」(Det Jil Pad Tab)、「油湯理詞」(Det Lil Pad Tab)、「湯粑理辞」(Det Lil Tab Jod)（二則）、「婚姻調解理詞」(Diet Lil Khod Nieeb)（二則）、「婚姻紛争理詞」(Det Lil Khod Nieeb) などは、民事刑事事についての裁判の実像を表している。

以上の資料はいずれも左側にローマ字で綴ったミャオ語とそ

の漢文直訳文を示し、右側にその漢詩風の翻訳を載せる。本論文では上の(D)を主なる資料とし、それに筆者が見た別の資料を加えて、ミャオ族村落社会の裁判の様子を論じたい。

二 民事裁判について

長い間、ミャオ族村落社会においては、経済・慣習・道德等の各方面の原因により、村々の内部でさまざまな紛争が出てくることが避けられなかった。民事訴訟の手続きは、理詞に見られる口承法の中でも、最も特徴を有する部分である。例えば婚姻紛争などの些細な事柄については、村落民が自ら調停を通じて和解を図る。これはミャオ族の素朴な「調和無争」と共同生存の意識に基づいている。例えば黄平県『苗族古歌古詞』の「燒湯理詞」は次の様に述べる。

有力去做活、
有智做生意。
力大莫相闘、
明智不相争。
各做各的事、
各吃各的飯。
你退三度、
我退三丈。
莫以角相頂、
不用頭相碰。
両公牛相闘、
頭をぶつけ合つてはいけない。
二匹の雄牛が闘えば、
力があるのは労働のため、
知恵があつて売買していく。
力が大きくても闘つてはいけない、
明智でも互いに紛争しない。
自分のことは自分でやり、
自分の飯は自分で食べる。
お前が三尺退けば、
俺も三丈後に下がる。
角で闘争するな、
頭をぶつけ合つてはいけない。

総有一頭跑。

一匹が逃げるはずだ。

並非力不足、

力が足りないからではない、

只因一処吃草。

一緒に草を食べるためだ（一緒に生き

ていることでお互いに譲る）。

もしも紛争が発生した場合には、両当事者は「中人」を招き、彼を調停員として紛争を解決してもらおう。中人は双方に利害を説き和解を勧める。目的は事件を穏やかに処理することであり、である以上は両当事者の恨みを受けないはずのものであった。

不願講糾紛理、

紛争の理を話さないが、

但願双方息事。

双方ともに紛争を止める。

評糾紛不会恨中人、紛争を評定すれば中人は恨まれず、
断禍事将会恨理師。悪事を裁けば理師を恨む。

中人を通じて和解できないときには、村の理老に頼んで解決する。黔东南州施秉県の「ミャオ族離婚理詞」(Lil'ies Khod N'ach)には一つの離婚事件の展開過程が載せられている。二つの村の男女が結婚した後、性格の不一致に基づき夫の方が離婚を申し出た。双方はそれぞれ自分の村の理老と同族の長老に依頼して、自分に理があることを主張する。男側の理老に対して女側の理老がまず歌う。

我和你家開親、

私は貴方の家と結婚して、

我和你家結戚。

私は貴方の家と親戚となった。

燒火只燒一个火坑、

ただ一つのオンドルに火を点し、

開親只開一処。

貴方の家だけに嫁いだ。

客也喜飲、

お客も喜び、

主也樂意。

主人も楽しい。

才用牛來祭祖、

だから牛で祭り、

才嫁女到你家。

娘は貴方の家に嫁いだ。

到了三周歲、

しかし三年のあと、

公公做雷公打穀倉、

お父さんは雷公のように穀倉を打ち、

婆婆做暴風吹晒架。

お母さんは豪雨のように物干し台を吹きとばす。

米不給我春、

米を私につかせない、

水不給我挑。

水を私に担がせない。

論情是你錯、

人情から言えばお前の誤りだ、

論理是你輸。

道理から言えばお前の負けだ。

……

しかし男側の理老は誤りを認めず、事実をもとに女側に反駁する。

你把我家看成棺材、俺の家を棺と看做し、

你把丈夫看像老虎。夫を虎とみなしている。

剛從廊下走進來、廊下から入るとすぐに、

又從竈邊跑出去。台所のそばから出てくる。

脚不踩我的席、足は俺の家の蓆を踏まないし、

頭不頂我的被。頭は俺の家の布団を頂かない。

論理你輸了、理から言えばお前の負けだ、

論理你錯了。理から言えばお前の誤りだ。

……

女側の理老も負けを認めず、また別の理を探して弁護する。

そこで最後に双方は、今度はいくつかの村落を跨ぐ地域理老に依頼して裁判をした。地方の理老は、双方の理由と村落理老の弁解を聞いた後、まず調停を試みる。そしてそれが不成立の場合には、双方の離婚に同意し、誰が経済的な賠償および関連のことをするかを判定した（普通は先に離婚を申し出た方が賠償をする）。判定の後に、地域理老はまず次のように歌った。「結婚有規、離婚有理、不能去規、不可犯理、離婚理詞、輩輩相伝、我把它念、大家細聽」（結婚には規があり、離婚にも理がある、規を捨ててはいけない、理を犯してはいけない、離婚の理詞は、世々代々伝えられてきている、私がこれを読む、皆よく聞きなさい）。

その上で、以下の「離婚理詞」を歌う。

地方沒有能人、
地方には能人がいない、
拿我来当能人、
私を能人としている。

……

你們請我才來、
お前たちが私を招き、
你們叫我才到。
お前たちが私を呼びにきた。
我是水不護田、
私は水で田を守らない、
我是坂不護土。
私は坂で土を保てない（心を正しくして理に拠つて裁判する意味）。

我繼前人的古規、
私は先人の古い規を受け継ぎ、
我承先輩的古理。
私は先人の古い理を継ぐ。
我用古規來講、
私は古い規で話し、

我拿古理來說。

我只能搭橋、
我不能拆橋。
我說你們要聽、
我勸你們要依。
男的硬要分、
女的死要離。
冷飯捏不起、
剩飯團不成。
繩捆不成夫妻、
索綁不成伴侶。

……

一百二十斤重担、
放在你們肩上。
重了你們各減、
輕了你們各增。

……

從今天開始、
從今晚以後、
水牛各下水、
黃牛各上坡。
各走各的路、
各行各的道。

私は古い理で講じる。

私は橋を架けるだけで、
私は橋を取り除けない。
私の話をお前たちが聞き、
私の勧めにお前たちが従う。
夫は強く離婚を求めると言い、
妻もどうしても別れると言う。
冷たいご飯は握れない、
残ったご飯は団子にならない。
ひもで夫婦を縛れない、
縄で縛つて伴侶にできない。

百二十斤の重い負担が、
お前たちの肩に掛かる。
重かつたら自分たちで減らし、
軽かつたら自分で増やす。

今日から、
今晚以後、
水牛がそれぞれ水を入り、
黄牛がそれぞれ坂を上る（自分の道で自分で歩くという意味）。
それぞれ自分の道を行く、
それぞれ自分の路を歩く。

今後道在路頭、

今後道の端で遇うと、

将来遇在路尾、

これからも通りの端で会つたら、

遠就笑臉迎、

遠くでも笑顔で迎え、

近就相問好、

近くでも挨拶をする。

不準誰生氣、

誰も腹を立てず、

不準誰紅臉、

誰も顔を赤くしないことだ。

誰要是生氣、

どちらも腹を立てたり、

誰要是紅臉、

どちらも顔を赤くすることを、

我聽我不許、

私が許さない、

我知我不依、

私は納得しない。

地域長老は離婚理詞を読み終えた後に、眼前に用意された一尺二寸の長さの竹筒を手に握り、双方当事者に語りかけながら、刀で竹筒を二つにして双方当事者に渡し、それを離婚の証拠として婚姻は解消される。

三 刑事裁判について

黄平県「焼湯理詞」、「油湯理詞」、「湯粑理詞」は、ミャオ族の刑事訴訟の手続きを表している。その中では、裁判担当者、裁判場所および原告の起訴と被告の弁護についても詳しく述べられる。刑事事件の場合でも調停することがほとんどであった。それでも弁護に当たっては証拠が重んじられ、また証拠のない場合あるいは双方が調停を認めない場合には、「探湯神裁」を通じて神前で裁きが行われた。「湯粑理詞」は一つの窃盗事件について次のように述べている。

恨那好吃懶做、

この人は食うだけで、

憎那白吃空嗚。

ただ食いただ飲みをしたことを憎む。

偷我十兩鍾、

私の銀十兩を盗んだし、

盜我百段裙。

私の着物を盗んだ。

以上が、訴えの内容である。

狗咬外人不咬主人、

犬は主人を咬まず、外人を咬む、

人防生人不防熟人、

人は知人を防がず、他人を防ぐ。

見近不見遠、

近いところは見え、遠くは見えない、

見人不見心、

人は見えるが、その心は見えない。

……

我拿他当好人、

私は彼を良い人と看做すが、

他把我当傻瓜。

彼は私を馬鹿にする。

白天探我門、

昼は我が家の扉を探し、

夜常転我屋。

夜はいつも私の部屋を見回す。

騙我兒外出、

息子をこまかして外出させ、

暗地進我家。

こっそり私の部屋に入る。

翻我櫥櫃、

戸棚をひっくり返し、

撬我箱子。

箱をこじ開ける。

偷我首飾、

装身具を盗み、

盜我衣裙。

着物も盗んだ。

自知齒有虫、

虫歯があることは自分で分かるし、

自明手臟屎。

手が糞で汚れたことも分かる。

害怕抄家、

人が捜査することが心配で、

疏散贓物。

汚物をあちこちに散らしたのである。

外逃七天、

七夜方回。

以上は起訴の証拠と言える。

我請耆老、

我求兄弟。

幫我進門蒐家、

為我進屋查臟。

七日間逃走して、

七日目の夜にやっと帰ってきた。

私は村の老人に依頼し、

私は村民をたずねた。

私のために門に入って捜してもらい、

私のために部屋に入って探してくれ

た。

みんな家にいるが、

彼だけいない。

彼ではないとすれば、

誰が盗んだ？

原告は、被告の犯行について理師たちが理によって裁判する

ことを要求する。

耆老皆齊、

理師也到。

理師依理講、

耆老洗耳聽。

是直是曲、

定自有理斷。

それに対しては被告が自己弁護を行う。

我闔門家中坐、

他闔門來尋蚌。

白粉抹他臉、

耆老がみんな来て、

理師も到着した。

理師は理によって講じ、

耆老は耳を傾けて聞く。

曲か直か、

理による判決である。

私はドアを閉じて家に座っていた、

彼はわざと事を構えたのだ。

白い粉を自分の顔に塗り、

黒煙塗我面。

帝王名難得、

盜賊名難背。

蛇咬藥可医、

人咬理來治。

你誣我偷銀、

我要你洗淨。

砍伐樹倒地、

我要你接活。

不由你道黃就黃、

不依你說黑就黑。

黒い粉を私の顔に上塗る。

帝王の名前は得難い、

窃盜の名は耐え難い。

蛇が咬めば医者に見せ、

人が咬めば理で直す。

お前は俺が銀を盗んだと誣告して、

俺は彼に罪を晴らさせる。

木は伐ると地面に倒れるが、

俺はお前に生きさせる。

お前が黄色と言ったら黄色、

黒と言ったら黒と言う、といったことを許せない。

最後に「是誰告訴你、叫他來對嘴」（誰がお前にそう言ったのか、その人を呼んで証拠を出させなさい）、もし証拠がなければ誣告に違いないと、原告に反訴を行う。そして被告はさらに続けて話す。

神靈各看見、

理師各知道。

神靈不怕凶惡、

理師不欺善良。

給我作主、

幫我作証。

神様はよく見え、

理師はよく分かる。

神様は悪鬼を恐れず、

理師は善良を虐めない。

私のために「作主」を求め、

私のために証明する。

理師は告訴と弁護とを一通り聞き終わると、まず調停するために歌い始める。

是金は銅、
我心有数。

両家焼湯戸、
兩位當事人。

各想各的心、
各思各的意。
是直或是曲？
是善或是惡？

你倆在明処、
我們在暗処。

切莫相躲藏、
脱袴子遮臉。
牯子牛相碰、
總有一頭輸。

会水死於水、
玩火必自焚。
莫聰明一世、
莫糊塗一時。

走路看前頭、
臨崖即止步。

思前想後、
有錯認錯。

互相忍讓、
和睦相処。

金か銅か、
私は分かる。

二つの湯を沸かす家、
二人の当事者。

それぞれ自分の心を思い、
それぞれ自分の意図を考える。
曲か直か？
善か悪か？

お前たちは明るいところにいるが、
私たちは暗いところにいる。

それぞれ隠れてはいけない、
ズボンをぬいで顔を遮る。
牛が戦うと、
一方が負けるはずだ。

泳ぎのできる人が溺死し、
火遊びをすれば必ず火傷する。
一生聡明でも、
一瞬に馬鹿者となる。

前を見て道を歩いているなら、
崖の前で止まるはずだ。

前と後をよく考えて、
誤りがあれば認めるのだ。

互いに譲り、
互いに仲睦まじく処理するのだ。

つづいて調停を求めて歌い続ける。

有冤睡不着、
結仇坐不安。
父輩結仇、
子孫難解。

為十両銀、
結十代仇。

水牯頂角我拉腿、
人間争紛我勸解、
鑄鍋是為蒸食物、
鍋を作っているのは食物を蒸すため

不是煮粽断糾紛、
粽を煮て争いを裁くためではない。

会起会結束、
誰錯誰改正。
思前想後、
顧及一切。

何回もの調停を経ても、双方は互いに譲らなかつた。仕方がなしに「焼湯糰」の神裁が行われる。「焼湯糰」は、当事者双方が同じ重さと大きさの粽を包み、明確に区別が付く印を付けてから、それを一つの鍋に入れて煮、煮えた方を勝ち、煮えていない方を負けとした。理師は以下の様に歌い出す。

鉄鍋高架、
鉄の鍋を高く架け、
干柴一堆、
干した薪を積み重ねる。

干柴一堆、
干した薪を積み重ねる。

両方各包糰、
同入一鍋煮。
看誰的粽熟、
看誰的粬生。
誰的熟誰勝、
誰的生誰負。
小孩做玩、
大人認真。
一方称銀二十兩、
量出五斗米。
交給岩老、
代為保管。
煮粽來判斷、
誰勝誰收取。
議一致就燒、
捆緊了就煮。

双方それぞれ粽を包み、
一つの鍋に入れる。
誰の粽が煮えたか、
誰の粽が煮えていないかをみる。
粽が煮えた方が勝ち、
粽が煮えていない方が負けだ。
子供には遊びだが、
大人は真面目だ。
一方は二十兩の銀を用意し、
五斗の米を量る。
岩老に渡し、
しばらく保管してもらおう。
粽を煮て判断する、
勝った方が取る（銀と米）。
両方は同意すれば焼き、
きつくすれば煮える（議定されたこと
を後悔できないという意味）。
人が勧めを聞かないなら、
粽で判断する。
粽を鍋の底に置いて、
火を大きくする。
明るい火は情を知っていて、
正しい方を焼かない。
清水は理を知っていて、

不護歹方。
粽同一鍋煮、
各翻各的粽。
天地神明、
公正判断。
粽子一熟一生、
熟方贏、
生方輸。
兩個都熟、
兩個都生、
沒有輸贏。
依理師話、
双方息事。
「燒湯理詞」も、紛争の調停と燒湯神裁の過程について表している。理師はある事件に対してまず調停に力を尽くし、神裁をしないで済むように双方に勧め続ける。
因為鬼臨門、
因為禍到家、
不断怕引起是非、
不断怕带来人命、
才挑水撲滅火。
……
悪い方を保護しない。
粽を一つの鍋に入って、
それぞれ自分の粽を動かす。
天地の神様、
公正に判断する。
粽の一つが煮え、一つが煮えていないなら、
煮えた方は勝ち、
煮えていない方は負けだ。
両方も煮えていたり、
両方も煮えていないときは、
勝ち負けがない。
理師の話に従って、
両方は紛争を止める。

理師只勸人和事、理師は人々に和解を勧め、
不願双方来焼湯。 双方が湯を沸かさないうよう、

不願型牛進鬼場、 耕牛を鬼の場に引かないよう、
願拖牛進渾塘。 牛を汚れた池に入れられないよう。

何回もの調停を経て、双方は互いにゆずらなかつた。仕方がなしに理師は以下の様に歌い出す。

你們向深処跑、 お前たちは深いところに走つたが、
拉你們回浅処。 (私は)お前たちを浅いところに引き戻した。

你們一個願意往鍋底鑽、お前たちの一方は鍋の中に入り込み、

你們一個願意去撈斧柄。お前たちの一方は斧を拾いたいと言う。

一個請中人、 一方は中人を招いて、

一個請理師。 一方は理師を頼んだ。

一個請理師衣、 一方は理師の上着を求め、

一個戴理師帽。 一方は理師の帽子を被る。

一個願燒、 一方は沸かすことを望み、

一個願撈。 一方は拾うことを望んだ。

〔苗族古歌古詞〕下集「理詞」部分「老滿神理詞」
理師は調停できないと諦め、神を通じて裁くほか仕方がないと判定した。

我控事端鼻、 私は事情の要領を把握しており、
我握真理綱。 私は真理の綱を握っている。

使双方滿意、 双方に納得させ、
使地方信服。 地方の人々を心服させる。

両頭若不依、 両者とも信じられないと、
村皆尚議論。 村ではなお議論している。

請雷燒錯方、 雷神に頼んで誤つた一方を焼き、
求龍護對方。 竜王に依頼して正しい方を保護する。

ついに神様を招き神裁が始まつた。昔ミャオ族の人たちのほとんどが神霊を信じていた。雷公と竜王が信奉されていた神で、ミャオ族にもよく信じられた「刑神」であつた。

龍王公道、 竜王は公道で、

雷公正直。 雷公は正直である。

冤枉者燒湯湯不燙、無実の罪を着せた方はいくら湯を沸かしてもやけどをせず、

受屈者撈湯手不傷。濡れ衣を着せられた方が斧を拾うと手は傷つかない。

兩戸主人家、 二つの主人家、

兩位當事人。 二人の当事者。

各講各對、 それぞれ自分が正しいと話し、

各說各恨。 それぞれ自分の恨みを話す。

只有架深鍋、 深い鍋を架けるほか仕方がない、

放入長口斧。 長い刃の斧を入れる。

……

就以長斧來判、 長い刃の斧で裁いて、
用天油熬粥。 天の油で粥を煮る。

用鉄又撥火、
置斧於鍋底。

我求烈火燒、

熬粥稀又絨。

我方有理燒、

你方敢撈斧。

……

我燒粥必燙、

你撈必斷手。

跌在鍋旁、

倒在梯脚。

教育大衆、

告誡地方。

小さい村落という「熟人」社会においては「探湯神裁」が実際に
行われる例は少ない。神を深く信ずる当事者は、沸かした油の鍋を前にして、もし犯行があれば承認するか、倒れるような
ケースがあつた。⁽⁸⁾ 理師は村落社会の知識人として、一般に経験で誰が犯行を行つたかを大体判つていたのであつた。⁽⁹⁾ その場合
には神裁を止める可能性もあつた。理師はこの様に歌つた。

牛拉到鬼場、

才回不了既。

争端到湯場、

火還可撲滅。

鉄のフォークで火をおこし、
斧を鍋の底に置く。

私は火が烈しく燃え、

粥も熱くて煮られる。

私は理が有つて焼き、

お前は斧を拾うのを恐れない。

私の沸かした粥は熱くて

お前は拾うと手がぎつと落ちる。

鍋のそばに倒れ、

「ていし」のそばに倒れる。

衆人を教育し、

地方の人々を戒める。

牛は鬼の場に引いても、

既に帰れない、

争争は煮湯の場に至つても、

火はまだ消せる。⁽¹⁰⁾

四 慣習法の普及と伝承のありさま

成文でない慣習法をどのように伝え、またどのように村落の人々に知らせ守らせ、またどのようにして民族の法意識を養成したのかは、興味深い課題である。口承法は以下の形式で長い間、口と耳でミヤオ族に世代々伝承されて来たのである。

(一) 師が詞を歌う

「理詞」は、ミヤオ族の「古歌」と同じく、婚礼・葬儀・祭祀などの荘厳かつ人数が多く集まる機会に、理師・理老・鬼師によって歌われた。

拿来当古典講、

拿来当典故說。

千年也不斷、

万年也不丟。

不忘古老的話、

不丟古老言。

父教子才知、

娘教女才得。

水順着槽槽流下、

古典順着人伝下。

このように絶えることなく伝えられ、歴史に伴つて新しい理

が追加され、その新しい理も次第に古い理になり、理詞の内容はますます多くなり、慣習法のルールは一層詳しくなつてゆ

く。それ故に理師は各種の理詞の歌い始めにおいて、その完璧さを守り漏らすことのないように心掛けられてきたことを述べる。例えば『油湯理詞』の始めのところはこの様に歌い始められる。

佳完又起始、

佳が終わるとまた始め、

理完又開頭。

理が終わると前に戻る。

唱歌要唱新歌、

歌う時には新しい歌を歌い、

叙理要擺古理。

理を述べる時は古い理をのべる。

叙佳要完整、

佳を述べる時には完全を要し、

叙理要無缺。

理を述べる時にも完璧を要する。

一般に最後に以下の言葉が連続語としてよく歌われる。

新理不知何時起、

新しい理は何時出てくるかは知らない

が、

旧理即在此結束。

古い理はここに終息してある。

最後に「衆多前輩們……」と叫び、一緒にそれを聞き理解し覚えさせるようにしたのである。

(二) 案件を通して法を講ずる

ミヤオ族の理師は、紛争を裁く際には紛争自体について長時間、理を講じる段階を経る。裁きを始める時には、まず次の様に歌う。

請六耆老、

六人の村の長老を招き、

求五大人。

五人の大人がいらっしやる。

……

全部到齊、 全員来て、
來得齊整。 全員整った。

理師已述三天理、 理師はもう三日間理を述べ、

中人已伝多次話。 中人は何度も処理の意見を伝えた。

ミヤオ族の裁判の手順については、明朝の『貴州図経新志』、および田汝成『行辺記聞』にも、大体同じ内容が記録されている。その他に錢元昌『粵西諸蛮図記』および道光『龍勝庁志』(不分卷)にも次のように記載されている。

有相訟者、集於社、推老人上座、面造各剪草為籌、籌多為勝。蓋理詘則籌棄、理者籌存也、是為賽老、亦日理論。論畢刻木記之、終身不敢負。

訴え事があると、社に集まり、老人を上座に据え、原告、被告双方が草を切り、籌を作り(老人の)説論ごと(勝者に)籌をあたえる。籌の多い者が勝利者となる。つまり理を欠いた側は籌を失い、理のある側に籌がたまるのである。これを「賽老」、または「論理」という。論が終了すると木に刻み記録し、終生(この決定に)背くことはない。

以上の資料から「講理」の過程が非常に重要であり、かつそのために長い時間がかげられていることがわかる。前後いくつかの処理意見が出され、当事者双方が議論し、内心でも承服した後には裁きは下された。告げて言う。

要照古理講、 古理に遵って講じ、

要以善言説。

良い言葉で話そう。

雷才三思考、
龍才三動腦。

理師以理弁、
不会出惡言。

鬼聽鬼害怕、
人間人信服。

……
嘗伝千里、
理服天下。

才是好事、
才是正道。

(三) 「法」理を教え込む

ミャオ族では祖先崇拜・神靈崇拜の信仰の長い歴史を遡り、
理辭・理詞には常に昔の祖先が定めたことが述べられる。

遺囑附在石柱上、
遺囑が石の柱につけ、

遺言附在石柱上、
遺言も石の柱につける。

……
遺言教子孫、
遺言で子孫を教え、

遺囑教青年、
遺囑が青年を教育する。

これらの古理古規を若い人に教え、生活の準則とし行為の規
範としてよく身につけさせ、かつ世々代々に伝えていくことが
重んじられた。

「佳」はミャオ族の「世の条理」、彼らが頭で考えて口で伝承

してきたものであり、そこにはミャオ族固有の法理念が見られ
る。「佳」は、ミャオ族の人たちの日常生活、生産労働および
人間関係、是非判断について重要な役割を果たしている。理辭
には次のように語られる。

漢人離不開字、
苗家丟不了佳。
漢人には字が無くてはならない、
ミャオ族は佳を捨ててはならない。

ここには文字法文化と口承法文化の間の著しい区別が見られ
る。漢族は文字の歴史が悠久であり、数え切れないほどの典章
制度がすでに文字になっており、人々はそれを調べ、その規則
に遵うことができたが、ミャオ族は法律規範、道德規範、生活
準則などを文字にしたことはなかった。しかしそれらは彼らの
腹に熟成し口にはとばしり、そして理詞の形で表されたと思わ
れる。

注

〔1〕今の湖南省城歩苗族自治県は歴史上、漢字の篆字で自分の
文字を作ったが、乾隆六年（一七四一）に国家により禁止され
た。李廷貴・張山・周光大主編『苗族歴史與文化』中央民族大
学出版社、一九九六年、八一―九頁。今のミャオ族の文字は、中
国政府が一九五六年一〇月に発布したローマ字によって作られ
る拼音文字である。本論で利用した理詞資料はすべて黔东南州
黄平県・施秉県の方言であるが、貴州民族学院のミャオ族言語
専門家である李錦平教授に依頼して、中部方言の標準語に直し
た。

〔2〕ミャオ族が住んでいる「理甲」は地縁と血縁によって結ば

れる「評理組織」であり、「理老」は慣習法の裁判者と言える。「理老」はその支配レベルによって、村落の理老、「鼓社」

(相隣範囲内宗系血縁組織)の理老、いくつかの村落範囲を跨ぐ地域理老の三つに分けることができ、またその支配のあり方によって、主管タイプ、名誉タイプ、仲裁タイプの三つに分けることができる。この中の仲裁タイプの理老が、主に裁判の仕事を行うために「理師」とも呼ばれる(何積全主編『苗族文化研究』貴州人民出版社、一九九九年、九八―九九頁)。

(3) 中国民間文芸研究会貴州分会編集印刷『民間文学資料』第六一集。

(4) 『苗族古歌古詞』下集「理詞」部分。

(5) 同右。

(6) 龍林・王応光『苗族離婚理詞』政協施秉文史資料研究委員會・秉民族事務委員會編『施秉文史資料』第四輯(少数民族專輯)五一―五三頁。

(7) 「你們兩個情不投來意不合、怎麼勸也不依、怎麼說也不聽、一個不願跟一個。男的不穿女人袴、女的着不得男人衣、只有各走各的路。男走榮華富貴、女走富貴榮華、切莫怪我們這些當事者(裁判者)人、把竹筒劃破拆散你們」資料同右。

(8) 实例は夏之乾「神意裁判」團結出版社、一九九三年、および伊藤清司「鉄火神判系譜雜記」(『貴州研究』一九八六年一号)。類似する資料として、宮本勝「ハヌノオ・マンヤン紛争処理法——フィリピン・ミンドロ島の固有法」(湯浅道男・小池正行・大塚滋編『法人類学の地平』アジア法叢書一六、成文堂、一九九二年、一四〇頁)も参照のこと。

(9) 徐曉光「神判考」『四川大学法學評論』二〇〇〇年秋季版、同年二月出版。

(10) 『苗族古歌古詞』下集「理詞」部分「湯粑理詞」。

(11) 中国民間文芸研究会貴州分会編集印刷『民間文学資料』第

一四集。

(12) 『苗族古歌古詞』下集「理詞」部分「湯粑理詞」最後。

(13) 同右、「燒湯理詞」。

(14) 原文および訳文は、唐立・楊有庚・武内房司編『貴州林業契約文書匯編』(第三卷、研究編)所収の武内房司「鳴神と鳴官のあいだ——清代貴州苗族林業契約文書に見る苗族の習俗と紛争処理」九九頁にも載っている。

(15) 貴州省黄平県民族事務委員會編印『苗族古歌古詞』下集「理詞」部分。

(16) 中国民間文芸研究会貴州分会編印『民間文学資料』第一四集。

(17) 貴州省民間文学工作組編印『民間文学資料』第三三集「苗族律歌詞」(佳理)。

(18) 貴州省黄平県民族事務委員會編印『苗族古歌古詞』下集「理詞」部分「婚姻調解理詞」。